

安全の手引き

～ACTにお住まいの邦人の皆様へ～

在オーストラリア日本国大使館領事部

2009年 4月 1日

I. はじめに

オーストラリアは世界でも比較的治安の良い国とされ、また、オーストラリア国内主要都市の中でも、キャンベラを中心とする首都特別地域（ACT：Australian Capital Territory）は治安が良く安全な地域と考えられてきました。しかしながら、住み慣れた日本とは慣習・文化・生活様式等も異なり、更に多民族が居住する当地においては、犯罪に対する危機意識も決して同じではないということをご認識していただきたいと思っております。

なお、在オーストラリア日本国大使館領事部はその管轄地域をACTとしています。オーストラリア国内各州各都市の安全情報等については、各管轄総領事館にお問い合わせ下さいませよう願います。

管轄州	総領事館	電話番号（代表）
NSW 州、NT（北部準州）	在シドニー日本国総領事館	02-9231-3455
VIC 州、SA 州、TAS 州	在メルボルン日本国総領事館	03-9639-3244
QLD 州	在ブリスベン日本国総領事館	07-3221-5188
QLD 州（ケアンズ周辺）	在ケアンズ出張駐在官事務所	07-4051-5177
WA 州	在パース日本国総領事館	08-9480-1800

II. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

犯罪被害や事故の発生を未然に防ぐために最も重要なことは「自己防衛」に徹することです。100%完璧な安全対策は不可能かもしれませんが、自分と家族の安全は自分で守るというしっかりした自覚を持って行動すれば、被害を局限化することが可能となります。そのためには、自分の周囲で起こり得るとされるあらゆる事態を想定し、所要の処置、対応策を講じておくなどの「危機管理」が重要なポイントとなります。日本国内とは取り巻く環境が異なることを念頭に置き、海外にいる開放感から警戒心を緩めたり、安易な行動をとったりすることなく、常に警戒心を持ち、慎重な行動に努めることが肝要です。

2. 最近の犯罪発生状況

(1) 犯罪発生件数及び発生率

下表は、オーストラリア統計局と日本の警察庁が発表した資料を基に作成した「ACTにおける犯罪発生件数及び発生率の推移」と「2007年中のオーストラリア及び日本の犯罪発生率比較」を表したものです。「INDEX」とは、2001年を数値100として計算したもので、ACTにおける犯罪発生状況の推移を示しています。また、犯罪発生率とは、人口10万人あたりの犯罪発生件数を表し日本とACT及び豪州全体の治安状況を比較する目安となります。ただし、日本とオーストラリアとは法律、法の解釈、犯罪種別が異なり、また、世界統一基準で作成された統計ではありませんので、統計数値のみで比較するには多少の無理を伴います。この表で一概に治安比較を論じることは難しく、あくまでも目安の一つとして捉えていただきたいと思います。

年 罪名	2001		2006		2007		犯罪発生率比較 (2007)		
	ACT		ACT		ACT		ACT	豪州	日本
	件数	INDEX	件数	INDEX	件数	INDEX			
殺人	0	—	3	—	3	—	0.9	1.2	0.9
殺人未遂	0	—	0	—	—	—	—	1.2	—
暴行傷害	1,955	100	1,950	100	2,165	110.7	668.2	839.5	49.3
性的暴行	179	100	214	96.9	259	144.7	79.9	94.1	9.8
略取誘拐	3	100	3	100	4	133.3	1.2	3.5	0.2
強盗	255	100	260	102	288	112.9	88.9	85.6	3.6
侵入盗	5,931	100	4,857	79.5	3,194	53.8	985.8	824.1	137.5
乗物盗	2,383	100	2,141	87.2	1,658	69.5	511.7	336.2	399.3
他窃盗	10,122	100	8,843	84.8	9,072	89.6	2,800	2,342.3	582.3

※ オーストラリア統計局「RECORDED CRIME-VICTIMS(2007)」及び日本警察庁「警察白書(平成20年版)」

(2) 犯罪発生傾向

最近の ACT における犯罪発生の傾向としては、若干の増減はあるものの 2000 年前後を境に全般的には減少していた犯罪数が、2005 年以降徐々に増加しています。また、日本との犯罪発生率の比較が示すように、特に暴行傷害及び強盗は日本の 10 倍以上であり、その他の項目でも日本と比べると大きな差があり、統計基準が一致しないとは言え決して安全とは言えない数字が出ています。

3. 防犯の具体的注意事項

(1) 住居

ア. 住居の選定に際しては、できる限り安全な地域を選ぶ。

ACT は Suburb 毎にそれぞれの特徴があり、どこが危険かという判断も難しいと思いますが、一般的には Civic (City) 周辺は犯罪が発生する要素が多くあると思われます。

イ. 侵入警戒装置を設置し、警備会社のステッカーや「猛犬注意」等のプレートを目につき易い場所に貼り付ける。

ウ. 鍵は入居時又は盗難・紛失の際には必ず取り替える。

エ. 鍵は複数設置し、ドアチェーンを備え付ける。また、内側から開けるときにも鍵が必要なものが良い。

オ. 屋外にセンサー式の防犯灯を設置する。

(2) 外出時

ア. 安易に見知らぬ人の誘いに乗らない。

イ. 安易に見知らぬ人から提供された飲料や食べ物を口にしない。

ウ. 単独行動を避ける。

エ. 人気のない場所には行かない。

オ. 多額の現金、貴重品等は持ち歩かず、もし持たざるを得ないような場合であっても、人目

- につかないよう注意する。
- カ. なるべくバッグ類を持ち歩かないようにする。
 - キ. バッグ類を持って歩く場合は、バッグ類を車道側に持つことを避け、建物側に持ち、ショルダーバッグも車道と反対側に掛けるなど、容易にバッグ類に近づけないよう工夫をする。
なお、ショルダーバッグのたすき掛けは容易にひったくられることがない反面、ひったくられた際に引き摺られて怪我をする危険があります。
 - ク. 歩行中は周囲に注意を払い、不審者の存在を早めに察知するよう努める。不審者を発見した場合は、最寄りの店等に一時的に入り様子を見る。
 - コ. バッグ、携帯電話、財布等を車内に見えるように放置しない。
 - サ. 路上駐車を避け、管理された駐車場を利用する。可能であれば付近が明るく、利用者が頻繁に通る場所に駐車する。
 - シ. 荷物をトランクに保管する場合は、覗き見されていないか周囲を注意し収納する。
 - ス. 給油等で一時的に車から離れるときはイグニッション・キーを抜き、短時間であってもドアをロックする習慣を身につける。
 - セ. 盗難防止警報装置等の防犯機器を備える。

(3) 日常生活

- ア. 近隣者との信頼関係を醸成する。
- イ. 訪問者があった場合に安易に扉を開けることなく、身分証明書の提示依頼や訪問目的を質問する等して安全を確認する。
- ウ. 家族やルーム・メイトと防犯状況について確認しあう。
- エ. 郵便物や新聞を外から見える所に溜めておかない。
- オ. ゴミ箱を家の外に長期放置しない。
- カ. 毎日同じ時間に家を空ける（学校送迎、習い事等）場合は、不審者がいないか周囲に気を配ると共に、時には出発時間を変える等の工夫をする。
- キ. 長期旅行の際には特に注意する。
施錠を確実にし、可能であれば侵入警戒装置の設定を行うとともに、不在だと思わせないように工夫（玄関灯を点けておく等）し、近隣者へも一声掛けておく。
- ク. 居住する地域に防犯組織などがあれば参加する。
- ケ. 要すれば、貴重品には盗難保険を掛けておく。

4. 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

- ア. 車両は日本と同様に左側通行です。
- イ. A C T内の道路は比較的広く、交通量も出勤時間帯（午前8時～9時前後）及び帰宅時間帯（午後5時～6時前後）を除き少なく、渋滞も多くありません。
- ウ. 制限速度はハイウェイ 100km/h、主要幹線道路 80km/h、住宅地 50km/h（一部 60km/h）、学校の前（通学時間帯）40km/h で、日本と比較して全体的に高速です。
- エ. 市街地は信号機を多用していますが、郊外は「Roundabout（ラウンドアバウト）」と呼ばれるロータリー式の交差点が多く、進入の際には徐行又は一時停止をします。自分から見て右側の車両に優先権があります。

オ. A C T内主要幹線道路以外は照明設備が少なく、また、場所によっては未設置の道路も少なく、夜間等視界が良くない道路もありますので注意を要します。

(2) 交通事故の現状・原因・対策

ア. 交通事故の発生は全般に増加傾向にあります。現状として、自動車同士の衝突・接触事故、単独事故が多く、歩行者巻き添えの人身事故は比較的少ないようです。

イ. 交通事故の主な原因は「速度超過」と「不慣れな運転」が挙げられています。制限速度が比較的高速で、交通量が少なく道路幅が広いという道路事情から、制限速度以上で運転しがちになり事故に至ることが多いようです（制限速度の厳守）。また、オーストラリア各州の交通法規を十分に熟知せず、ラウンドアバウトなど日本とは異なった道路の交通形式に慣れないまま車を運転し事故に至ることも多いようです。従って交通法規を習熟し、運転に慣熟するまでは助言者に同乗してもらうことをお勧めします。

～事故を起こしてしまったら～

事故がおきた際は、相手と名前及び住所を交換するとともに両当事者ともに24時間以内にいずれかの警察署に報告することが法律で義務づけられています。

加えて、以下の情報も記録しておくとその後の手続き等で便利です。

- ① License no.(これらは免許証に記載されている)
- ② 電話番号
- ③ 加入保険会社、Insurance Policy
- ④ 車種及びナンバープレート

また、警察は車両の移動が必要な場合か、大きな人身事故でなければ現場に臨場することはありません。各警察署の情報は以下のとおりです。

警察署	住所	電話
Regional Headquarters (Winchester Police Centre)	Cnr College Street and Benjamin Way Belconnen ACT 2617	(02) 6256-7777
Belconnen Station	Lathlain Street Belconnen ACT 2617	
City Station	16/18 London Circuit Canberra ACT 2601	
Woden Station	Cnr Callum and Wilbow Street Woden ACT 2606	
Tuggeranong Station	Cnr Soward Way and Anketell Street Greenway Tuggeranong ACT 2900	
Gungahlin Joint Emergency Service Centre	Cnr Gozzard Street and Anthony Rolfe Street Gungahlin ACT 2912	

ウ. その他、オーストラリアの特徴として、夜間、カンガルー等の夜行性動物が道路を横断し

たり、車のライトに向かって飛び出してきたりすることから、極力、夜間の、特に市街地外での運転は控えることをお勧めします。

5. オーストラリアにおけるテロの概要

(1) テロ情勢

ア. オーストラリアにおいては近年重大なテロ事件は発生したことがなく、2009年4月1日現在、国内においてテロと見られる事件の発生はありません。

イ. しかしながら、2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、特にアフガニスタンやイラクにおける軍事行動にオーストラリアが参加した後は、国内外のオーストラリア権益がテロのターゲットになるおそれがあるとして警戒が強められ、アル・カーイダ関係者を中心としたイスラム過激派の動向に注意が払われています。

ウ. オーストラリアの隣国であるインドネシアのバリ島では、2002年10月と2005年10月にアル・カーイダとつながりのあるイスラム過激派ジェマ・イスラミーヤ（JI）による欧米権益を狙った爆弾テロ事件が発生しました。また、同じインドネシアのジャカルタでは、2004年9月にオーストラリア大使館を狙った爆弾テロ事件も発生しています。

エ. こうしたテロ事件の発生を受けて、オーストラリアはインドネシア当局の捜査に積極的に協力するとともに、オーストラリア国内におけるテロ対策を強化して国内での同様なテロ事件の発生防止に努めています。最近では、2005年12月にテロ容疑者に対する行動制限命令や予防的拘禁措置を定めた強力な反テロ法が成立しています。

また、2005年11月及び2006年3月にはシドニー及びメルボルンで、国内在住のイスラム過激派グループ22名がテロ計画容疑で摘発されました。このように国内在住の過激なイスラム教徒が、豪州国内でテロを敢行することが懸念されています。

オ. 豪州の首都であるACTには各国の在外公館が集中しており、上記の様なイスラム過激派のみならず、世界各地で起きている地域紛争の影響で当該国の在外公館を狙ったテロが敢行される可能性もあります。中東では、イスラエルに対し「国境を問わない戦争」を明言している組織もあります。

カ. なお、オーストラリア政府は国内におけるテロの脅威を Extreme（最高位）、High（高位）、Medium（中位）、Low（低位）の4段階に分けて評価して、テロ対策関係機関によるテロ対策の準備の目安とするテロ脅威警戒制度を設けてこれを公表しています。それによると現在の対テロ警戒レベルは Medium（テロ攻撃が起こる可能性がある。）と位置付けられています（2001年9月の米国同時多発テロ事件以降一度も変更されていません）。

(2) 誘拐事件

オーストラリアでは誘拐事件の発生は少なく、2008年は外国人に対する政治目的や身代金目的の誘拐事件は発生していません。

(3) 日本人・日本権益に対する脅威

現在までのところ、日本人・日本権益を標的としたテロや誘拐等の脅威は認められません。

しかしながら、テロの巻き添え等偶発的被害にあう可能性もありますので、集会等大勢の人が集まる場所では安全の確保に十分留意して下さい。

また、豪州は日本の調査捕鯨に反対する立場で、メディアでも調査捕鯨の季節には頻繁に取り上げられています。

調査捕鯨に対する抗議活動がテロに発展する可能性は低いとみられますが、抗議活動の現場には近付かない、抗議を受けても冷静に対応するとともに嫌がらせを受けた際には速やかに警察に通報して下さい。

(4) 基本的注意事項

テロ事件の被害を防止するため、以下の基本的注意事項に留意してください。

- 大勢が集まる場所では常時周囲に注意する。
- 不審者（場違いな人物、特異な外見の人物など）、不審物（放置された鞆や紙袋など）に常時注意を払う。
- 外出する際は、家族や身近な人に、行き先、目的、帰宅予定等を知らせておく。
- 連絡先の通知、携帯電話の所持等、外出中は常時連絡が取れる態勢を整えておく。
- テロに関する最新の関連情報の入手に努め、空港、政府機関、大使館街等、テロの標的となる可能性がある施設にはできる限り近づかない。
- 近づく必要がある場合は、不測の事態が起きた場合の避難経路や身を隠せる場所を確認する。

Ⅲ. 習慣の違いによるトラブル（子の居所の移動が犯罪になる場合）

オーストラリアにおいては、18歳未満の子に対する親権は基本的に両親の双方が行いますが、家庭裁判所において子の養育に係る家裁命令（Parenting Order）が審理中、或いは、親権が家庭裁判所により既に他方の親に与えられている場合には、日本人親が他方の親の書面による同意や家裁命令に依らずして、自分の子を連れて無断で日本に帰国しますと、オーストラリアにおいては犯罪となり、最大3年までの懲役刑となる可能性があります。

また、オーストラリアと刑事司法上の共助関係を有する第三国への入国の際に、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕される可能性もありますのでご注意下さい。

Ⅳ. 緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

テロ事件等の緊急事態はいつどこで起こるかを予測することが困難であり、普段から周囲の状況を見渡し、不審者・不審物に注意を払うことが重要です。

また、万が一に備え、常に家族や隣人、親しい知人との間で連絡が取れるような体制作りにも心掛けるとともに、携行品や非常用物資を備蓄しておくことも大切です。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

ア. あわてずに落ち着いて、まず自身の安全を確保を優先して下さい。

イ. 爆発に遭遇した場合

(ア) 爆発音を聞いたらずその場に伏せ、戸棚や天井からの落下物が想定される場合には、机等頑丈な場所の下に潜り込んでください。

(イ) 第二の爆発が起こり得ることに十分留意し、事件発生現場の見物等は慎み、現場から速やかに離れてください。

(ウ) 瓦礫等の下敷きになった場合には、体力の温存にも心掛けつつ、有害物質を吸い込まないようハンカチ等（濡れた物が望ましい）で口や鼻を覆い、パイプ等を叩くなどして救援

隊に居場所が分かるようにしてください。

(2) 情報の把握

テレビやラジオを通じて、またACT又は連邦政府機関、日本大使館へ問い合わせる等して緊急事態の把握に努めて下さい。

(3) 大使館への通報

万一、事件事故その他緊急事態に遭遇したときには、日本大使館に連絡を取るようお願いいたします。

3. 緊急連絡先

(1) 在オーストラリア日本国大使館

住 所：112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra, ACT 2600, Australia

電 話：(02) 6273-3244 (代表)

F A X：(02) 6273-1848 (代表)

開館時間：平日午前9時～午後6時（土日、祝祭日を除く）

※ 開館時間以外は緊急連絡サービスにて対応しています。

(2) その他現地緊急連絡先リスト

連絡先	電話番号	備考
警 察		
一般（警察の出動要請）	1 3 1 - 4 4 4	
City Station		
Belconnen Station	6 2 5 6 - 7 7 7 7	共通番号
Woden Station		
Tuggeranong Station		
警 察（生命の危険がある場合）		
消 防	0 0 0	共通番号
救 急		
Canberra Visitor Centre	6 2 0 5 - 0 0 4 4	
病 院		
Canberra Hospital	6 2 4 4 - 2 2 2 2	
John James Memorial Hospital	6 2 8 1 - 8 1 0 0	
移民省キャンベラ支局	1 3 1 - 8 8 1	
翻訳・通訳サービス	1 3 1 - 4 5 0	
車両・免許証登録	6 2 0 7 - 7 0 0 0	

